

「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」利用規約

本規約は新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議（京都商工会議所、京都工業会、京都経済同友会、京都経営者協会、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会、京都府観光連盟、京都市観光協会、京都府、京都市）（以下「京都会議」という。）が運営する「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」（以下「ステッカー」という。）の利用規約（以下「本規約」という。）に関して、以下のとおり定めます。

（目的）

第1条 本ステッカーは、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン又は京都府の感染拡大予防ガイドライン（例）に基づき、自らが適切な感染拡大予防対策に取り組むことを宣言した事業者に対し交付するものであり、ステッカーの普及を通じて対策の見える化を進め、感染拡大予防と社会経済活動の両立を目指します。

（運用管理等）

第2条 ステッカーの交付に関する事業は、京都会議が運用管理します。

（ステッカーの申込）

第3条 ステッカーの交付を希望する事業者（以下、「申込み者」という。）は、本規約に同意したうえで、京都会議のHPの登録フォーム（以下、「本フォーム」という。）に必要な事項を入力又は新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー申込書（以下「申込書」という。）を京都会議の窓口に提出してステッカーの交付を受けてください。

2 申込みは事業者ごとに行うものとします。

（申込み要件）

第4条 対象は、第1条に規定する取組みを行う京都府内の施設とします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う店舗・事業所及び京都府暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等が代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等となっている店舗・事業所を除きます。

2 ステッカーの交付を受けた事業者（以下「利用事業者」という。）は、ステッカーを施設の利用者が閲覧しやすい場所に掲示してください。

（免責事項）

第5条 京都会議は、申込みを受けて交付したステッカーの内容、ステッカーの利用並びに本フォームにつき、事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信憑性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）が無いことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、京都会議は申込み者に対して、かかる瑕疵を除去してステッカーを提供する義務を負いません。

2 ステッカーの利用及び利用できなかったことによって生じたトラブルやその他の損害について、京都会議は、故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、ステッカーの情報等を利用して生じた申込み者、利用事業者又は第三者の損害に対して京都会議は一切の責任を負いません。

(利用規約の改訂)

第6条 本規約は、京都会議の判断で改訂される場合があります。規約が改訂された場合は、京都会議ホームページ上に掲載した時から改訂後の内容が適用されます。

(登録内容の変更等)

第7条 利用事業者は店舗等の所在地及び名称などステッカー申込みの際に入力又は記載した内容等に変更が生じた場合は、速やかに修正を京都会議に対して申し出る必要があります。

2 利用事業者に対し、京都会議又はその指示を受けた者が施設に連絡または訪問し、感染防止対策について確認をさせていただく場合があります。

3 申込内容が虚偽であった場合やその他京都会議が不適切と判断した場合は発行したステッカーの利用を禁止し、既に印刷及び掲示したものについても廃棄・撤去を命じ、その旨を公表する場合があります。

(禁止事項)

第8条 利用事業者が次の行為をすることを禁止します。また、悪質な場合には法的措置をとる場合があります。

- 1 登録情報・ステッカーを第三者に貸与、譲渡、販売、又は再配布する行為
- 2 発行されたステッカーを加工・編集・改ざんする行為
※デザインの改変を含まない拡大・縮小による二次利用を除く。
- 3 有害なコンピュータプログラムを送信し、又は書き込む行為
- 4 本フォームの運営を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 5 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
- 6 他人の権利又は財産若しくは人格的利益を侵害する行為
- 7 その他京都会議が不相当と認める行為

(プライバシーポリシー)

第9条 京都会議は、事業者名等の情報について次のとおり取り扱います。ただし、司法機関又は行政機関から提供の申出があった場合は、この限りではありません。

- 1 申込み者の登録情報は、感染症拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しません。
- 2 統計的に処理された申込数及び店舗等の名称、所在地、業種等については公表することがあります。
- 3 申込み者の情報は、京都会議が善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

(ステッカーの交付に関する事業の終了)

第10条 ステッカーの交付に関する事業は、新型コロナウイルス感染症が収束するなど、京都会議が終了すると判断した際に、事前の予告なく終了することがあります。

(準拠法及び管轄裁判所)

第11条 本規約は日本法に準拠します。また、申込み者及び利用事業者と京都会議の間で紛争が生じた場合、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和2年7月30日制定

